

◆人権擁護委員制度・

無料人権相談所の開設

人権擁護委員制度をご存じですか。

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。

全国人権擁護委員連合会は、人権擁護委員法の施行日である6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日に「全国一斉特設人権相談」を実施します。本町でも人権擁護委員による人権相談所を次のとおり開設します。お気軽にご相談ください。

○日時 6月1日(木)

午前10時～午後3時

○場所

- ・ 太陽福祉センター
- ・ 鶴田中央公民館

・ 薩摩農村改善センター

※相談は無料で、秘密は守られます。

本町の人権擁護委員は次の方々です。

- ・ 久徳スミ子(白男川)
- ・ 蓑牟田慶溢(中津川)
- ・ 小松園静子(広瀬)
- ・ 松尾 君子(求名)
- ・ 宮田 和子(宮之城屋地)
- ・ 上大迫光明(神子)
- ・ 木下 茂子(柏原)



◆狂犬病予防注射

5月16日(予定)より平成18年度第1回目の狂犬病予防集合注射を実施します。対象となる犬を所有されている方は、都合のよい場所で接種してください。

集合注射の詳しい日程は、お知らせ版をご覧ください。

○対象となる犬

- ・ 既に登録してある犬で、今年度注射を受けていない犬。
- ・ 生後91日以上を経過する犬
- ※新規登録手続きも必要。
- ※犬の健康に異常がある場合及び過去に注射後、異常をおこしたことがある犬は、動物病院で接種してください。
- 注射・新規登録手数料
- ・ 注射手数料 3,000円
- ・ 新規登録手数料 3,000円

○問い合わせ先

環境課環境係
☎⑤③ 1111内線2127

◆飲用井戸等の水質検査

食品衛生協会では、毎月1回飲用井戸等の水質検査の受付を行っています。

この検査は主として飲用井戸等がし尿や下水などにより汚染されていないか判定するものです。ただし、この検査だけでは飲料の適否の判断は完全ではありませんので、食品衛生法で定められている26項目の検査をお勧めします。

検査を希望される方は、専用の採水容器がありますので事前に受付窓口または食品衛生協会まで問い合わせください。

○受付日

- 6月6日、7月11日
- 8月8日、9月12日
- 10月3日、11月7日
- 12月5日、1月16日
- 2月6日、3月6日

○検査料金(10項目)

5,500円

○受付窓口・問い合わせ先

健康増進センター
健康課保健所あと
☎⑤③ 2869

◆児童手当等が小学校6年生まで支給されます

児童手当法の一部が改正され支給対象年齢が「小学校3年生」から「小学校6年生」まで引き上げられ、併せて所得制限が大きく引き上げられました。

現在対象児童が小学校4年生で、平成18年3月31日まで、児童手当などを受給していた方については、4・5月分は継続受給となります。

小学校5・6年生の対象児童をお持ちの方は、「新規認定」あるいは「額改定」の手続きなどが必要です。対象学年には学校便で通知してあります。

また、6月は「現況届」の提出月です。これは、毎年6月1日における状況を記載し、児童手当などを引き続き受け取る要件があるかを確認するためのものです。対象者には、別途通知しますので、手続きをお願いします。

公務員の方は、勤務先にお問い合わせください。

○問い合わせ先

福祉課子育て支援係
☎⑤③ 1111内線2133

水道課からお知らせ

○水道法の改正に伴い、平成17年度から水質検査計画を策定し、公表しています。この計画に基づいて水質検査を実施し、安全・安心な水道水を供給します。なお、平成18年度水質検査計画は、町のホームページ、本庁水道課及び支所水道係窓口で閲覧できます。また、検査結果についても、今後公表いたします。

○町内(上水道・山崎地区を除く)すべての簡易水道料金が、平成18年4月分から統一料金に改定されました。内容については既に対象区域の各戸にお届けしてありますチラシをご覧ください。また、町のホームページにも掲載しています。

○問い合わせ先
水道課

☎⑤③ 1111内線2262

